

奈良オートオークション規約

2008年 8月 一部改定
2008年 9月 実施
2010年 12月 一部改定

第1章 総 則

第 1条 名称

奈良県中古自動車販売商工組合（以下、J U奈良）が主催する
オートオークション（以下、A A）をJ U奈良オートオークション（以下、J U奈良A A）と称す。

第 2条 目的

本規約は、J U奈良が主催するA Aの運営の基本事項と参加会員の権利義務
について定めることにより J U奈良A Aが公正かつ円滑に実施できるようにし
もって中古自動車の流通機構の整備と適正かつ合理的な価格体系を確立し
あわせて消費者の信用を向上させることを目的とする。

第 2条 の2 個人情報等の保護

J U奈良は、J U奈良A Aの運営・管理に際して組合員およびA A会員の個人情報ならびに企業情報
を取得する場合、本規約・運営規程ならびに商組規程で定めたJ U奈良A Aの実施に必要な範囲で
利用する旨の利用目的を明示する。

前項の個人情報等の取得ならびに利用には、社団法人日本中古自動車販売協会連合会（以下、中販連）が
中商連A A実施のために中商連A A参加者の個人情報を取得し、中販連自らが利用し、中商連および商組に
これを提供することが含まれるものとし、中販連、中商連および商組は前項の利用目的明示の中
そのことをあわせて記載する。

第 3条 本規約の効力

本規約は、J U奈良A Aおよびこれに参加する全ての者に適用される。

J U奈良は、A Aを開催するに際しそこでの取引には本規約が適応されることを参加者全員に明示
するものとする。

J U奈良A A参加者は、本規約、運営規程を遵守しA Aが円滑に運営されるよう協力しなければならない。

第 4条 参加資格等

J U奈良A Aに参加しようとする者は、古物商の資格を得、かつ、次の各号のいずれかに該当しなくてはならない。

- ） J U奈良の組合員資格を有する者（中販連メンバー資格を有する者）
- ） J U奈良A Aが特に参加を承認した者（以下、特別参加者）

前項 ）は、J U奈良以外の商組が主催する中商連A Aにも参加することが出来る。

特別参加者は、J U奈良A Aのみだけに参加出来る。

第 5条 会員登録（メンバー登録）

J U奈良A Aは、参加資格を有するものをJ U奈良A A参加基準（入会基準）により審査し登録の可否を決定し
会員登録を行う。

第 6 条 定義

本規程において、各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

自動車（車輛）

道路運送車両法第 2 条 2 項に規定する自動車をいい、新車、中古車のほか並行輸入車、特殊・特殊車および二輪車（但し、道路運送車両法第 2 条 3 項に規定する原動機付き自転車を除く）を含むものとする。

落札自動車（落札車輛）の書類

登録名義移転または新規登録等、落札者の権利保全のため登録手続に必要な譲渡証、現登録名義人の印鑑証明書および委任状の書類を総称する。

落札代金等

落札された自動車（落札車輛）の車輛代金、当該自動車の車検の残存期間がある場合の当該年度末までの自動車税、落札自動車の取得にともなって買主が売主に対して負担すべきその他の全ての債務、落札料および落札者が落札にともなって主催商組（J U 奈良 A A）に対して負担すべきその他の全ての債務を総称する。

自動車税等

A：自動車税とは地方税法第 1 4 5 条以下に規程された自動車税のほか、同一府県内において取引された場合に発生する当該年度末までの自動車税引継ぎ分相当額を総称する。

B：軽自動車税とは、同法 4 4 2 条以下に規程された軽自動車税をいう。

第 7 条 売買方法

J U 奈良 A A におけるの売買方法についてはパソコンによる自動競り上げ方式または、手ゼリ競り上げ方式により行い参加会員はそのセリ決定結果を遵守しなければならない。

第 8 条 J U 奈良オークションデータの所有権と情報の開示

J U 奈良 A A における全てのデータは J U 奈良 A A に帰属するものとし
J U 奈良の許可無く無断使用することを禁止する
尚、J U 奈良 A A はこのオークションデータを J U 奈良 A A が契約する外部応札システム会社ならびに中古自動車業界の健全な流通促進を目的とする情報機関に対し情報提供することができる。

第 9 条 売買代金および手数料等の決済

J U 奈良 A A および参加会員は、J U 奈良 A A で発生した全ての代金に対し J U 奈良 A A が定める期間内に全額決済しなければならない。

第 10 条 J U 奈良 A A の免責事項

J U 奈良 A A のシステム故障ならびにその他の予測不可能な事態により A A 運営が中止となり発生した全ての損害について賠償責任を負わない。

J U 奈良 A A 内に搬入されているすべての車輛および商品について
天災または暴動・紛争等の起因より受けた損害について賠償責任を負わない。

第 11 条 クレームの裁定

A A の運営上 出品店会員ならびに落札店会員より発生したクレーム申し立てに対し J U 奈良 A A が本規約ならびに運営規定に基づき裁定を行う。
会員は、J U 奈良 A A が示した裁定の結果を遵守しなければならない。

第 12 条 合意管轄裁判所

J U 奈良 A A と会員間に発生したした紛争に対し J U 奈良 A A が示した裁定での解決が困難な場合奈良地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とする。

第 13 条 J U 奈良 A A の運営

J U 奈良が主催する A A の運営の全てを奈良県オートオークション株式会社が行う。

第 14 条 J U 奈良 A A の所在地

所在地を、奈良県大和郡山市椎木町 7 6 4 番 3 に置く。

第 2 章 会員登録

第 1 条 参加資格

J U 奈良オークションに参加しようとする者は、古物商の資格を得、かつ、次の各号に該当しなくてはならない。

J U 奈良の組合員資格を有する者。

J U 中販連メンバー資格を有する者。

J U 中販連特別参加者資格を有する者。

J U 奈良 A A が定める参加資格条件を満たす者。

第 2 条 会員登録

J U 奈良 A A は、参加資格を有する者より J U 奈良オークション参加申請書が提出された場合 J U 奈良 A A 参加資格基準（入会基準）に基づき審査を行い条件を満たす者を会員と認め登録を行う。

第 3 条 会員登録の有効期限

会員登録の有効期限を登録日より 2 年とする。

会員登録の有効期限満了時に J U 奈良 A A および会員より申し出が無い場合 2 年毎の自動更新とする。

第 4 条 会員登録の抹消

次の各号に該当する場合 J U 奈良 A A は会員登録を抹消できる。

J U 奈良 A A が会員に対しふさわしくないと判断した場合。

会員が本規約を遵守せず度重なる違反行為を行った場合。

会員が銀行取引停止を受けた場合。

会員が法的な特別精算処理等の手続きを受けた（申し立てた）場合。

会員の J U 奈良 A A 参加資格条件が喪失した場合。

会員の連帯保証人がその地位を辞した場合。

会員本人の申し出により会員登録解除届けが提出され J U 奈良 A A がそれを了承した場合。

J U 奈良 A A が会員資格条件が喪失したと判断した場合。

第 5条 会員登録内容の変更についての届出

会員は、既に提出済みの J U 奈良 A A 参加申請書の内容に変更等が生じた場合直ちに変更内容について J U 奈良 A A に届出なければならない。

第 6条 会員カード

J U 奈良 A A が参加資格を認め会員登録を行った会員に対し各会員 1 社につき 1 枚の会員カードを交付する。

J U 奈良 A A に参加する場合は必ず会員カードを持参し 入場時に受付手続きを完了したカードのみに応札権限が与えられる。

J U 奈良 A A 参加時にボス席を離席する場合は必ず会員カードを抜き取る。

会員カードは慎重なる取扱いを行い発生した全ての結果責任を会員カード名義人が負う。

会員カードを第三者に譲渡および貸与することを禁止する。

会員資格が喪失した場合は直ちに J U 奈良 A A に会員カードを返却しなければならない。

第 7条 I D カード

J U 奈良 A A は会員カードを発行した会員ならびにその従業員に対し I D カードを交付する

J U 奈良 A A 参加時には必ず I D カードを着用しなければならない。

I D カード交付会員は、I D カードの内容に変更が生じた場合 J U 奈良 A A に変更事項を届けなければならない。

会員資格が喪失した会員は直ちに J U 奈良 A A に会員カードを返却しなければならない。

第 8条 会員カード・I D カードの保管管理

会員は J U 奈良 A A より交付された各カードの管理不履行により J U 奈良 A A および第三者に損害を与えた場合その損害を賠償しなければならない。

会員は管理不履行により各カードを紛失した場合直ちに J U 奈良 A A に届出を行い再発行（有料）手続きを行わなくてはならない。

第 9条 会員・連帯保証人の責任

会員は、J U 奈良 A A に参加し行った売買に対し問題（当該会員および関係者の起因による）が生じた場合はその責務の全てを負う。

J U 奈良 A A 参加申請書に記載されている連帯保証人は、J U 奈良 A A に対し当該会員の起因により発生した全てに対し連帯責任を負うものとする。

第 10条 会員登録抹消後の会員および連帯保証人の責任

会員登録抹消後においても J U 奈良 A A 参加時に売買を行った車輛（商品）について当該会員が起因する問題が生じた場合、その全ての責任は会員および連帯保証人に帰属する。

第 11条 会員登録の抹消手続き（脱会手続き）

会員が任意に会員登録を解除し脱会する場合は、J U 奈良 A A に対する債務および A A 運営上の義務を全て精算・履行し脱会手続きを行わなければならない。

第3章 会員の権利義務

第 1条 会員の権利

会員はJ U奈良A Aに参加し出品および落札することが出来る。

会員はJ U奈良A Aが会員に提供するサービスを利用することが出来る。

第 2条 会員の義務

会員は本規約は勿論のことJ U奈良A Aが別に定めるオークション運営規定を遵守しなければならない。

第 3条 会員権利の制限

J U奈良A Aは各会員に対し取引条件および取引額（与信額）の制限を設けることが出来る。

第 4条 禁止行為

会員は本規約およびJ U奈良A Aが定める本規約に違反する行為ならびにJ U奈良A Aの運営の妨げ（サクラ行為・談合等）となるあらゆる行為を禁止する。

第 5条 罰則

会員が本規約およびJ U奈良A Aが定める運営規定に違反した場合または禁止行為をおこなった場合は下記罰則を課す。

ペナルティー課金。

J U奈良A Aへの参加制限。

強制退会。

第4章 出 品

第 1条 出品店の申告義務

会員はJ U奈良A Aへ車輛を出品する際、当該車輛の品質および瑕疵等を誠実に申告しなければならない。

第 2条 出品申込書（出品リスト）

会員はJ U奈良A Aへ車輛を出品する際、当該車輛の仕様を定められた様式に従い正確に記入しなければならない。尚、虚偽記載ならびに誤解を招く記載等については全て出品会員の責任とする。申告漏れ・誤記入（未記入）についても同様の責任を出品会員が負うものとする。

第 3条 出品申込書（出品リスト）の記入

出品店は出品申込書に前項第 2条に定めた事項を含めて必要事項を漏れなく、かつ正確に記載しなければならない。尚、虚偽記入・誤記入・記入漏れ・紛らわしい記入があった場合は、全て出品店の責任に帰すものとする。

出品店は、出品車輛の走行距離数の記入にあたっては、出品時の走行距離計に示されたキロ数を記入する。

出品店は、走行距離計の交換若しくは改ざんが明白な場合には、次の各号に定めるところにより出品申込書にそのことを記載しなければならない。

） 走行距離計を交換した車輛

走行距離記入欄に「\$」マークを付し、「メーター交換車」の文言と交換をおこなった日付交換前の走行距離数を注意事項記入欄に明記する。尚、中古メーターへの交換の場合は交換時の中古メーターのメーター表示距離数を注意事項記入欄に明記する。但し、走行距離計の交換を証明出来ない場合には、)号の「改ざん車」として取り扱うものとする。

） 走行距離計の改ざんが明白な車輛

走行距離記入欄に「*」マークを付し、注意事項記入欄に「改ざん車」の文言と改ざん前の走行距離数を明記する。但し、この場合は自社が改ざんに関与していないことを証明しなければならない。

出品店は、出品時における走行距離計の走行距離数に被疑がある場合には走行距離記入欄に「」マークを付し、「走行距離不明車」の文言を注意事項記入欄に明記する。

出品申込書に虚偽記入または誤記入があった場合は J U奈良 A Aは事案の内容に応じて〔ペナルティー制裁 第 1条 -)〕の罰則を出品店に対し科する。

出品店の止むを得ない都合により J U奈良 A Aが出品リストの代筆（原則、代筆は行いません）を行った場合出品店は、代筆済みの出品リストの内容を確認し誤り等が発見された場合は訂正申告を行う。尚、 J U奈良 A Aは代筆についての一切の責任を負わないものとする。

第 3条 積込不可部品（書類等）

会員は、 J U奈良 A Aへ車輛を出品する際、盗難および紛失により車輛価値が低下する恐れのある部品等（整備手帳・保証書・記録簿・ナビ関連部品・スペアキー・等）については、出品車輛への積込は不可とし、 J U奈良 A Aは、盗難および紛失に対し一切の賠償責任を負わない。尚、積込不可部品については、出品店申告義務に従い正確に出品申込書に記載しなければならない。

第 4条 出品車輛品質評価基準（検査基準）

J U奈良 A Aは、会員より出品された車輛を N A K基準（全国統一検査基準）に基づき検査を行う。

第 5条 出品車輛の評価

J U奈良 A Aは、 A Aに出品された車輛について検査員が検査しその結果を A A参加会員に公表する。

J U奈良 A Aの品質評価およびその結果の公表にかかわらず、出品会員および落札会員は A Aセリ売買における出品車輛の品質評価を自己の責任において行うものとしこれについて J U奈良 A Aおよび検査員に対し一切の責任を問えないものとする。（この品質評価は、 A Aの参考資料を提供するものであり J U奈良 A Aが当該車輛の品質評価をするものではない）

第 6条 出品車輛条件

会員は、 J U奈良 A Aへ出品する際以下の条件を満たすことを原則とする。

自走可能でありバッテリーおよび原動機・駆動機関にトラブルがないこと。

車輛保安基準に適合し得るものであること。

改造車輛の場合には、その改造について所轄官庁の改造許可済みであること。

車検付きの自動車の場合は自動車損害賠償責任保険が付されていること。

J U奈良 A Aが定める期間内に登録名義の移転または新規登録等の手続きが可能なもの。

出品会員が自ら走行距離計の改ざんを行った車輛でないこと。

車検付き車輛については、前記の条件を満たし尚且つ再発行手続き（差し替え）が可能なもの。

場内移動および搬出が可能な燃料が充填されていること（燃料の残量10以上）。

但し、 J U奈良 A Aが相当と判断した場合および特別コーナーへの出品が可能と判断した場合はこの限りではない。

第 7 条 出品車輛の搬入

会員は、J U 奈良 A A へ出品車輛を搬入する際は J U 奈良 A A が定める期間内に出品車輛を搬入し当該車輛についての出品申込書をダッシュボード上に積み込むこととする。

第 8 条 搬入期間・搬出期間

J U 奈良 A A への車輛の搬入および搬出については運営規程に定めた期間とする。
但し、定められた期間内に搬出されなかった車輛については、原則、次回 A A への再出品（有料）とする。

第 9 条 保管義務

J U 奈良 A A は、本規約および運営規程で定める範囲内で出品車輛（商品）および落札車輛（商品）を善良な管理者の注意をもって保管する。

J U 奈良 A A に出品された車輛（落札車輛含む）について、自然災害（地震・台風・水害・雹害等）等の事由によって車輛に損害が生じた場合、J U 奈良 A A は損害責任を負わないものとする。

J U 奈良 A A 会場内に無断で放置または再三の引き取り要請に応じない車輛については J U 奈良 A A は、一切の保管義務を負わないものとする。

第 10 条 放置車輛の処分

以下について J U 奈良 A A は、所定の手続きを行い車輛を処分することが出来る。

長期間放置されている所有者不明の車輛。

〔出品 第 9 条 〕に該当する車輛。

尚、車輛の処分に際し発生した費用については所有者の負担とする。

第 5 章 オークション売買

第 1 条 セリ売買成立（売買契約の成立）

セリはパソコンコンピューターによる自動競り上げ方式ならびに手ゼリ競り上げ方式にてセリを行いセリ表示板の売り切りランプ点灯後、最高値を応札した会員を落札会員とする。
尚、セリ成立（成約）は、同表示板の決定ランプが点灯した時点をセリ売買成立（売買契約の成立）とする。

第 2 条 参加会員厳守ならびに会員確認事項

出品店は、A A 開催日当日出品車輛の出品内容（出品番号・評価内容・調整価格等）の確認を行う。

出品店は、自社出品のセリ順を確認し出品車輛セリ開始10台前までに調整控室にて待機する。

自社出品車輛セリ開始時に出品会員が調整室不在の場合は出品申込書に記載されている調整室代行価格にてコンダクターはセリを実施する。尚、調整室代行価格が未記入の場合は出品申込書に記載されている希望価格にてセリを実施する。

出品店が自社出品車輛セリ開始時に調整室不在の場合で尚かつ調整室代行価格および希望価格が未記入の場合は流札扱いとする。

出品店が調整室不在でセリを行う場合のコンダクター調整権限は30千円とする。

自社出品車輛についてセリ開始前までに訂正事項が生じた場合速やかに J U 奈良 A A 事務局（以下、事務局と称す）に訂正内容の届出を行う。
（訂正事項の届出時間・訂正事項の内容等により J U 奈良 A A の判断で流札扱いとする場合がある）

J U 奈良 A A は、会員に対し落札可能金額の限度額設定を行うことが出来る。

第 3条 流札車輛の商談

会員は、セリ流札車輛の購入を希望する場合は所定の申し込み書を記入し商談を行うことができる。

複数会員より商談申し込み書が提出された場合は最終応札会員を一定時間内（流札より10台）優先しその後は、受付順を商談権利順位とする。

商談は、商談権利順位の高い会員より出品会員との商談価格交渉を行う。

商談による成立（商談による売買契約の成立）時期は、出品店と商談購入希望店が商談において合意に達した価格についてJU奈良AAが「商談成立」の確認をした時点とする。（商談落札希望会員が、商談申込書に購入希望価格を記入し受付手続きを行った時点で商談購入責任が発生します。いかなる理由においても出品会員がその希望価格に合意しJU奈良AAが「商談成立」を確認した時点で商談による売買契約が成立いたします。すなわち商談申込書の「会員確認サイン」の有無で「商談成立」が決定されるものではありません。

商談により契約が成立した場合、JU奈良AAは商談落札会員より商談手数料を徴収（請求）する。

商談により契約が成立した車輛の引渡し・代金決済・書類の交付ならびに登録名義の変更その他諸手続きについてはAAにより出品車輛が落札された場合と同一に取り扱う。

商談にて落札した車輛はクレーム申し立ての範囲に大きな制限を受ける。

商談受付時間はセリ開始よりセリ終了時間内とする。

第 4条 落札手続き

落札店は、JU奈良AAが定める所定の手続きを完了したうえ、JU奈良AAより落札車輛を引き取ることが出来る。

落札店が、JU奈良AAの定める期間内に落札車輛を引き取らない場合JU奈良AAは、次回開催AAへの再出品手続き（有料）を行うことができる。

第 5条 売買契約の解除

出品店および落札店は売買契約の成立後、一方的都合による売買契約の解除を下記条件を満たすことにより行うことができる。（違約金・AA手数料は、申し出会員の負担とする）

売買契約の解除を申し出ることが出来る期間は、AA開催日当日セリ終了後1時間以内とする。

売買契約の解除に必要な違約金を、出品料・成約料・落札料・ペナルティーの合計額とする。

第 6条 売買契約成立後の強制解除

JU奈良AAは、AAでの売買契約（商談含む）成立後、出品会員と落札店との関係ならびに売買契約成立金額等が著しく不自然な取引と判断した場合この取引を強制解除することができる。

第6章 決 済

第 1 条 落札店の代金決済

落札店は、落札車輛の車輛代金・自動車税相当額・A A手数料を開催日を含め6日以内（翌週木曜日 午後5時）にJ U奈良A Aへ支払わなくてはならない。（いかなる場合でも、小切手による代金決済は一切行いません）

落札店は、落札車輛のクレームの有無に関わらず、前項の期間内に落札代金の全てをJ U奈良A Aに払い込み決済しなければならない。

第 2 条 書類の交付

出品店は、成約日より10日以内に成約車輛の必要譲渡書類および関係必要書類の一切をJ U奈良A Aに交付しなければならない。

J U奈良A Aは、代金決済 第 1 条 に従い落札代金の払い込みを受けた後すみやかに前項の書類を落札会員に交付する。

落札店は、J U奈良A Aから前項の書類の交付を受けた時は、その日から15日以内（ナンバー付車）に落札車輛の登録名義の移転手続きを完了するものとする。

第 3 条 出品成約店への代金立替払

J U奈良A Aは、出品成約店に対し最長5日以内に落札会員に代わって落札代金を立替払いする。但し、出品店が成約車輛の必要譲渡書類を提出しJ U奈良A Aがこれを決済することが条件尚、（年末・年始・GW・お盆休み等）等の長期休業時は、あらかじめ事前に明示した期間を適応する。

第 4 条 現金会員の搬出規制

J U奈良A Aが定める現金会員（売買実績数が少ない等の理由による会員）が、落札した車輛を搬出する場合、落札代金の決済をJ U奈良A Aが定める期間内に完了し落札車輛の搬出を行わなければならない。

第 5 条 落札自動車の所有権

落札車輛の所有権は、落札店が落札代金をJ U奈良A Aに払い込んだ時 出品店から落札店に移転する。但し、落札店が行う落札車輛のリサイクル処理に関しては落札車輛の所有権の移転（落札車輛代金の決済）に関わらず落札店に対象車輛の譲渡書類が到着した時点とします。

落札店がJ U奈良A Aの定める期間内に落札代金等をJ U奈良A Aに払い込まなかった場合〔オークション決済 第 3 条 出品成約会員への代金立替払〕をしたJ U奈良A Aは、出品店に通知して落札車輛の所有権を取得することが出来る。この場合、落札店はJ U奈良A Aが落札車輛を他に処分するまでの間、落札代金をJ U奈良A Aに支払い込んで落札車輛の所有権をJ U奈良A Aより取得することが出来る。

第 6 条 落札車輛の自動車税

落札された車輛の自動車税は、当該A Aが開催された月の分までは、出品店の負担翌月以降の分は、落札会員のそれぞれの負担とする。

落札された車輛が軽自動車の場合、A A開催年度内の軽自動車税を出品店の負担とする。但し、年度末に開催するA Aでの軽自動車税の負担については、落札店の負担とする。

〔オークション決済 第 4 条 〕の規程によりJ U奈良A Aが、落札車輛の所有権を取得した場合でも落札店は、その車輛をJ U奈良A Aに引き渡すまでは、なお前項による自動車税を負担する。

第 7条 手数料

出品店は、出品料を J U 奈良 A A に支払う。

出品店は、出品車輛の成約があった場合、成約料を J U 奈良 A A に支払う。

落札店は、落札料を J U 奈良 A A に支払う。

前三項の手数料は理由のいかんに関わらず返還されない。

出品料、成約料および落札料の額は、運用規程の定めとする。

第 8条 J U 奈良に対する債務の清算

J U 奈良 A A は、J U 奈良 A A が長期債務と判断した会員に対し自動車税等の預かり保証金等をその会員の債務に充当することが出来る。

第 7章 クレーム

第 1条 クレーム申し立て

出品申込書の虚偽記入、誤記入、記入漏れ等、落札車輛の実態と出品にあたって出品店が行った申告に相違があった場合、落札店は本規程で定めるところに従って J U 奈良 A A に対しクレームの申し立てをすることが出来る。

前項のクレーム申し立てが出来る期間は、クレームの種類ごとに運営規程で定める。

クレーム申し立ては、〔オークション決済 第 4条 〕によって車輛の所有権が誰に帰属していても落札会員が出品会員を相手としてなされるものとする。

第 2条 クレーム裁定

クレームの申し立てがあったときは、J U 奈良 A A が裁定を行う。

前項の裁定の種類は次のとおりとし、裁定の基準は運営規程で定める。

-) 申立却下。
-) 売買契約の解除。
-) 落札代金の減額。
-) その他の処理。

J U 奈良 A A は、本規程により運営規程に反しない範囲で前項とは別の裁定の種類および裁定の基準を定めることが出来る。

第 3条 出品店・落札店 双方の意思にそった裁定

J U 奈良 A A は、クレーム申し立てが正当な場合でも出品店・落札店双方の意見が一致するときは〔クレーム処理 第 2条 〕とは別の裁定を下すことが出来る。

第 4条 クレーム裁定の尊重

J U 奈良 A A でのクレームについては、A A 参加会員は、前項〔第 2条 クレーム裁定〕前に訴訟提起、中商連へのクレーム申し立てをし得ないものとする。

クレーム当事者は、〔クレーム処理 第 2条〕によるクレーム裁定が著しく不合理である場合を除き当該クレーム事項に関して、訴訟提起、中商連への意義申立をし得ないものとする。

第8章 立て替え金

第 1条 立替払い金の清算

落札店が、〔オークション決済 第 1条〕の期間内に落札代金等の決済をしない場合
J U奈良 A Aは、〔オークション決済 第 3条〕の立替払い金をただちに落札店に請求する。
但し、J U奈良 A Aは、決済遅延を理由として別に、運営規程に定める制裁金を
落札店に課すことができる。

第 2条 落札車輛の処分と清算

J U奈良 A Aは、〔オークション決済 第 4条〕によって所有権を取得した車輛を落札店から
取り戻し、これを他に処分してその代金を〔オークション決済 第 3条〕の立替払い金および
運営規程に定める制裁金にあてることができる。

前項の充当によっても不足が生じたときは、J U奈良 A Aは残額を落札会員に請求することができる。

落札店は、前項の処分代金が、〔オークション決済 第 4条〕の立替払い金および
運営規程に定める制裁金の合計額を上回る場合でも、J U奈良 A Aに
差額の請求をすることは出来ない。

第9章 ペナルティー

第 1条 ペナルティー制裁

J U奈良 A Aは、本規約、運営規約、商組規約または、J U奈良 A Aの定める細則に違反した
A A参加者に対し、〔クレーム処理 第 2条〕のクレーム裁定とは別に、ペナルティーを課すことができる。

ペナルティーの種類は次のとおりとする。

-) 始末書提出。
-) 戒告。
-) 期間または回数を定めての入場停止。
-) 無期限の入場停止。
-) 制裁金の支払。
-) 会員登録の抹消。

ペナルティー制裁の基準および手続きについては、運営規程で別に定める。

第 2条 ペナルティー裁定の尊重

A A参加会員は、J U奈良 A Aが行うペナルティー裁定が著しく不合理である場合を除き
当該ペナルティー裁定に関し訴訟提起。中商連への意義申立をし得ないものとする。

会員（中商連メンバー含む）登録抹消の申告

第 1 条 所属商組によるメンバー登録抹消の申告

ＪＵ奈良は、所属組員または、〔会員登録〕の承認を与えた会員であるメンバーについて次の事由の一つが生じたときは、中商連に対しその会員者のメンバー登録抹消の申告を行う。

- ）メンバーが所属商組を脱退し、もしくは除名されたとき。
- ）メンバーが倒産したとき。
- ）ＪＵ奈良ＡＡまたは中商連ＡＡの運営を妨げる行為をしたとき。

前項の申告は、ＪＵ奈良の理事会の承認のもとになされるものとする。

雑 則

第 1 条 情報の交換

ＪＵ奈良ＡＡは、中商連ＡＡの円滑な実施に有益な情報ならびにＪＵ奈良ＡＡで発生した支払遅延、落札車輛の書類交付事故 その他、中商連ＡＡの円滑な実施の妨げとなる事項についての情報（関係会員の氏名を含む）を中商連および他商組にすみやかに提供する。

中商連は、機関紙等への掲載、個別の通信その他の方法により中商連ＡＡの円滑な実施に必要な情報を各商組にすみやかに提供するものとする。

第 2 条 規程の制定

ＪＵ奈良の理事長は、中商連の流通委員会の答申に基づき、本規約の実施のための運営規程を定めることができる。

落札会員の倒産等により、落札代金の決済が履行されず
決済事故となった場合、あるいは、落札車輛の書類交付事故により損害が発生した場合等にオークション主催商組の損害金に充てるため、オークション共済規程を制定する

〔出品 第9条〕の善良な管理者としての義務を果すため、オークション保険制度を含んだオークション分担金運営規程を制定する。

改 定

本規約は、ＪＵ奈良ＡＡ流通委員会の決議により改定することが出来る。

附 則

本規約は、平成 20 年 9 月 1 日より施行する。